

岡崎市放課後児童健全育成事業価格高騰重点支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を市内で行う者に対し、予算の範囲内において岡崎市放課後児童健全育成事業価格高騰重点支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響及び原油価格・物価高騰の影響を受ける市内の放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）に対し、必要な経費の補助を行うことにより、クラブの経済的な負担を軽減し、もってクラブの運営の安定化を図ることを目的とする。

(補助対象となるクラブ)

第3条 補助対象となるクラブは、岡崎市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けているクラブとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、前条のクラブにおける令和5年10月から令和6年3月までの光熱費のうち、電気及びガスの供給事業者（以下「供給事業者」という。）の請求に基づき、クラブごとに支払う電気及びガスの使用料のうち、電気及びガスの基本料金及び従量料金の合計から割引額等を除いた支払額（以下「使用料」という。）の一部について、1クラブ当たり46千円を上限として補助する。

ただし、岡崎市放課後児童健全育成事業費補助金において同一の経費を重複して計上しないこと。また、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当している場合は対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は次の各号により算出するものとする。

- (1) 当該月の使用料が、令和3年同月（10月から12月まで）の使用料又は令和4年同月（1月から3月まで）を上回る場合に、当該月の使用料と令和3年同月の使用料又は令和4年同月の使用料との差を対象経費とする。ただし、供給事業者から指定された支払期日が月初又は月末となることで同月に2月分の使用料を支払う場合は、支払いのない前後の月に1月分を充てることができる。クラブごとの基準額と対象経費の総額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。選定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 - (2) 前号により算出された、クラブごとの額の合計額を交付額とする。
- 2 補助金の交付は対象期間内において複数回申請することを可能とする。ただし、累計金額で46千円を上限とする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定に当たっては、この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、これらを補助金に係る金額が確定した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならないことを条件とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付申請をしようとする補助対象者（以下「市費補助事業者」という。）は、対象経費の支払いをした後、価格高騰重点支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に対し、提出しなければならない。

- (1) 対象期間の使用料の支払い手続きが完了したことを証する書類（請求金額の内訳がわかる書類及び領収書等）
- (2) 令和3年同月の使用料又は令和4年同月の使用料の支払い手続きが完了したことを証する書類（請求金額の内訳がわかる書類及び領収書等）
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市費補助事業者は次の各号に定める日までに前項に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 令和5年10月支払分から令和6年2月支払分までに係る申請
令和6年3月1日
- (2) 令和6年3月支払分に係る申請
令和6年3月31日

(交付決定及び補助金額の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、規則第6条の規定に基づき、その内容を審査し、及び、必要に応じて調査等を行うものとし、補助金の交付を適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、及び補助金の額を確定したときは様式第2により申請者に対し通知するものとする。

2 市長は、市費補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更に より特別の必要が生じたときは、市費補助金等の交付決定について全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくは、これに付した条件を変更することができる。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に補助事業者からの請求により交付する。

(雑則)

第10条 この要綱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、既に交付の決定を受けている補助金については、なおその効力を有する。